

議案第92号

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月3日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年墨田区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「別表に定める額」を「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和37年東京都条例第80号。以下「都条例」という。）第4条第2項の規定を準用して算出する額」に改め、同条第3項第1号中「200円（経験年数が10年以上16年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）の扶養親族たる配偶者 100円）」を「都条例第4条第3項第1号に定める額」に改め、同項第2号中「300円」を「都条例第4条第3項第2号に定める額」に改め、同項第3号中「200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる孫 100円）」を「都条例第4条第3項第3号に定める額」に改め、同項第4号中「200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる父母及び祖父母 100円）」を「都条例第4条第3項第4号に定める額」に改め、同項第5号中「200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる弟妹 100円）」を「都条例第4条第3項第5号に定める額」に改め、同項第6号中「200円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者 100円）」を「都条例第4条第3項第6号に定める額」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「場合」の次に「の補償基礎額」を加え、「134円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による金額に加算して得た額をもって補償基

礎額」を「都条例第4条第4項の規定を準用して算出する額」に改める。

第4条第1項中「長期療養者の休業補償を受けるべき学校医等の休業補償を支給すべき事由が生じた日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の4月1日における年齢に応じ区長」を「都条例第4条の2第1項の規定に基づき東京都教育委員会」に、「又は」を「、又は」に、「同条」を「前条」に改め、同条第2項を削る。

第5条第1項中「年金たる補償を受けるべき学校医等の年金たる補償を支給すべき月の属する年度の4月1日（以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金を支給すべき場合にあっては、学校医等の死亡がなかったものとして計算した場合に得られる当該学校医等の基準日における年齢）に応じ区長」を「都条例第4条の3第1項の規定に基づき東京都教育委員会」に、「とき又は」を「とき、又は」に、「同条」を「第3条」に改め、同条第2項を削る。

第8条第2項第1号中「313倍」を「都条例第6条の2第2項第1号に定める倍数」に改め、同項第2号中「277倍」を「都条例第6条の2第2項第2号に定める倍数」に改め、同項第3号中「245倍」を「都条例第6条の2第2項第3号に定める倍数」に改める。

第9条第3項第1号中「313倍」を「都条例第7条第3項第1号に定める倍数」に改め、同項第2号中「277倍」を「都条例第7条第3項第2号に定める倍数」に改め、同項第3号中「245倍」を「都条例第7条第3項第3号に定める倍数」に改め、同項第4号中「213倍」を「都条例第7条第3項第4号に定める倍数」に改め、同項第5号中「184倍」を「都条例第7条第3項第5号に定める倍数」に改め、同項第6号中「156倍」を「都条例第7条第3項第6号に定める倍数」に改め、同項第7号中「131倍」を「都条例第7条第3項第7号に定める倍数」に改め、同条第4項第1号中「503倍」を「都条例第7条第4項第1号に定める倍数」に改め、同項第2号中「391倍」を「都条例第7条第4項第2号に定める倍数」に改め、同項第3号中「302倍」を「都条例第7条第4項第3号に定める倍数」に改め、同項第4号中「223倍」を「都条例第7条第4項第4号に定める倍数」に改め、同項第5号中「156倍」を「都条例第7条第4項第5号に定める倍数」に改め、同項第6号

中「１０１倍」を「都条例第７条第４項第６号に定める倍数」に改め、同項第７号中「５６倍」を「都条例第７条第４項第７号に定める倍数」に改める。

第１１条第２項第１号中「その月における介護に要する費用として支出された額（その額が１７万７，９５０円を超えるときは、１７万７，９５０円）」を「都条例第８条の２第２項第１号に定める額」に改め、同項第２号中「８万１，２９０円以下であるときに限る。）。 ８万１，２９０円」を「都条例第８条の２第２項第２号に定める額以下であるときに限る。）。 同号に定める額」に改め、同項第３号中「その月における介護に要する費用として支出された額（その額が８万８，９８０円を超えるときは、８万８，９８０円）」を「都条例第８条の２第２項第３号に定める額」に改め、同項第４号中「４万６００円以下であるときに限る。）。 ４万６００円」を「都条例第８条の２第２項第４号に定める額以下であるときに限る。）。 同号に定める額」に改める。

第１３条第１項第４号中「次条」を「次条第４項」に改める。

第１４条第１項第１号中「１５３倍（５５歳以上の妻又は障害の状態にある妻にあっては１７５倍）」を「都条例第１１条第１項第１号に定める倍数（この場合において、同号中「障害の状態にある妻」とあるのは、「墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成１４年墨田区条例第１７号）第１３条第１項第４号に規定する障害の状態にある妻」とする。）」に改め、同項第２号中「２０１倍」を「都条例第１１条第１項第２号に定める倍数」に改め、同項第３号中「２２３倍」を「都条例第１１条第１項第３号に定める倍数」に改め、同項第４号中「２４５倍」を「都条例第１１条第１項第４号に定める倍数」に改める。

第１７条第２項第２号中「権利消滅年度の４月１日において経験年数に応じて定められていた補償基礎額を当該各年度の４月１日におけるそれぞれこれに対応する補償基礎額で除して得た率を基準として区長」を「都条例第１４条第２項第２号の規定に基づき東京都教育委員会」に改める。

第１９条第１項第１号中「４００倍」を「都条例第１６条第１項第１号に定める倍数」に改め、同項第２号中「７００倍」を「都条例第１６条第１項第２号に定める倍数」に改め、同項第３号中「１，０００倍」を「都条例第１６条第１項第３号に定め

る倍数」に改める。

第25条中「31万5,000円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた」を「都条例第20条の規定を準用して算出する」に改める。

付則に次の1条を加える。

(都条例の改正の場合の経過措置)

第9条 この条例が準用し、又は引用する都条例の規定が改正された場合におけるこの条例の適用について必要な経過措置に関しては、教育委員会規則で特に定めるものを除き、当該規定の改正の際の経過措置の例による。

別表を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第2項の規定は、令和6年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

(提案理由)

区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の事務内容及びこれらの者が勤務する地域性を勘案し、当該者の介護補償額、休業補償等の算定の基礎となる補償基礎額等について都条例を準用することとするほか、所要の規定整備をする必要がある。